

平成 27 年度 第 1 回高知市総合教育会議 議事録

- 1 日 時 平成 27 年 4 月 27 日 (月)
開会：午後 5 時 00 分 閉会：午後 6 時 00 分
- 2 開催場所 高知市役所たかじょう庁舎 6 階大会議室

3 出席者

(構成員) 高知市長 岡崎 誠也
高知市教育委員会
教育委員長 谷 智子
委 員 山本 和正
委 員 西森 やよい
委 員 野並 誠二
教 育 長 松原 和廣

(事務局) 総務部長 山本 正篤
総務部副部長 森田 洋介
総務部総合政策課長 林 充
総務部総合政策課長補佐 村田 憲司
総務部総合政策課文化振興担当係長 藤原 美穂

- 4 議 題 (1) 総合教育会議の運営について
(2) 「大綱」の策定にむけて

5 議事の経過

○開会

(司会)

それでは定刻となりましたので、平成 27 年度第 1 回高知市総合教育会議を開会いたします。私は本日の司会を務めます高知市総務部長の山本でございます。どうぞよろしく申し上げます。本日の会議はお手元にお配りしております次第に沿って進めてまいりたいと考えております。

まず、開会に当たりまして、岡崎高知市長よりごあいさつをお願いいたします。

(岡崎市長)

皆さん、こんにちは。第 1 回目ということでございますけれども、ご承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の大規模な改正がございまして、これまでの教育委員会の仕組み、また首長と教育委員会との関係など、全国的な事件を受けまして抜本的な改正が行われました。首長が主催をすると法律で定められておりますので、総合教育会議を本日初めて開催させていただくことになりました。

法律の改正の背景には、教育長と教育委員長の職務権限が住民から見ると分かりにくいということが一つあります。また、教育はもちろん中立性を確保しなければなりません。首長が教育の大きな方向性にどこまで権限を持って教育委員会と協議していくかということも今回の改正の中で一定の方向性が出されたと考えております。考え方はそれぞれあるかと思いますが、総合教育会議の首長の在り方につきましては、全国的にもいろいろ議論があるところではないかと思っております。文科省も今回の法律改正を受けまして、いろいろパンフレットを作成しています。この中で一番的を射ていると思う文言を読みますと、「総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが期待されている」と記載されています。この本旨が大変的を射ているのではないかと私自身は認識をしているところでございます。

これまで高知市におきましては、教育委員会と常に情報交換を行っておりまして、松原教育長とは毎週金曜日に教育におきます方向性につきまして、週1回は必ず意見交換しておりますので、教育現場の課題や問題点についてお話を伺いながら方向性も協議してきたという実態がございました。

ただ、今回、法律の裏づけのある、組織としてきちんとやる会議ができましたし、また総合教育会議の中で大綱を定めていくということも法律上定められてまいりましたので、今後、この会議を何回か開催し、いろんな協議をしながら大綱を定めていきたいと考えております。

後ほど議論があらうかと思いますが、どの程度まで大綱に書き込んでいくかというのは、いろいろ議論があるところではないかと思いますが、基本方針として本当に大事なところだけ大綱で定めて、あとの細かい部分はそれぞれ別の運用部分に持っていくのか、大綱に相当きめ細かく書くかどうかということも含めて、いろいろ議論があらうかと思いますが、後ほど、大綱のこれからの策定の仕方についてもご論議をいただけたらと考えております。

本日が第1回目の会議ということになります。子どもたちの将来のため、いろんな地域の特性もありますし家庭の環境もそれぞれでございます。それぞれが望むところは子どもたちのあるべき姿、どういう姿が一番子どもたちにとっていいのかどうかというのが一番大事なところだと思いますので、今後とも、新しく立ち上がりましたこの総合教育会議におきまして、そのことを踏まえて議論を行ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、谷教育委員長より一言ごあいさつをお願いいたします。

(谷教育委員長)

教育委員会を代表して、一言ごあいさつを申し上げます。

現在の教育委員会制度の枠組みは、昭和31年施行の地教行法により形成されました。その後、何回か法改正を行いました。本年4月の改正では、教育委員会制度が60年ぶりに大きく変わるものとなりました。

今回の教育制度改革により実施されることになりました総合教育会議，これは，先ほど市長からもお話がございましたが，民意を代表する市長と協議・調整することにより，両者が教育政策の方向性を共有し，一致して執行にあたることが期待されるものでございます。

教育委員会は，引き続き執行機関として執行権限を有することになりますが，その役割の重要性を十分に踏まえ，これまで以上に活発な議論を行い，課題に迅速に対応できるよう教育委員一同努めていきたいと考えております。

私ども教育委員会は，新しい制度の下で行われる総合教育会議を大変前向きに捉えておりますし，市長と協議や意見交換ができますことを，大変意義深いことであると思っております。本市の教育課題に対して方向性を共有することで，子どもたちのために予算面の充実も図れるのではないかと期待も持っておりますし，児童福祉といった首長の権限に属する事務とも調和を図っていきたいと考えております。

最後に，この総合教育会議を通じて，本市の子どもたちのための教育行政がますます発展し，市長と教育委員会がこれまで以上に関係性を深めていくことを願って，ごあいさついたします。どうかよろしく申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。

それでは，本日の出席者の皆様のご紹介をさせていただきたいと思えます。

(会議構成員について順に紹介)

それでは，早速，本日の議題に入ってまいりたいと思えます。

本日の議題は，お配りしております資料のとおり，(1)総合教育会議の運営について，(2)大綱の策定に向けて，となっております。

まず議題1「総合教育会議の運営について」でございます。事務局より説明いたします。

(事務局)

事務局の森田と申します。高知市総合教育会議運営要綱(案)について，ご説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

総合教育会議は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして，すべての自治体に設置が義務付けられたものでございますが，当該法律で，その運営に関し必要な事項については総合教育会議で定めることとなっておりますので，今回会議の運営に関する要綱案をお示しいたしまして，ご意見を伺おうとするものでございます。

総合教育会議で取り扱う事項や構成員等基本的な事項につきましても法により定められておりますので，本日お配りしております運営要綱案では，実際の会議運営に関わるもの，例えば招集の方法でありますとか，議事録の作成，議事進行等の詳細について定めようとするものでございます。

それでは，簡単に要綱案を説明させていただきたいと思えます。

第2条では，招集のことを規定しております。市長が会議を招集しようとする場合はあらかじめ教育委員会に通知をすることなどが書いてございます。その

第2項では、会議を行う場合にはホームページに掲載して公表する、ということ、第3条では会議を非公開とした場合の事前公表について、第4条では議事録の記載事項、その第2項ではその公表について規定しておりますし、第5条では議事進行や庶務について総務部で行うことなどが記載されております。

大変簡単ではございますが、要綱の説明は以上でございます。

(司会)

ありがとうございました。

この件に関しまして、委員の皆様からご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(岡崎市長)

第3条の会議の非公開について、法第1条の4第6項ただし書の規定とあるが、事務局からそのことについて説明をお願いします。

(事務局)

法第1条の4第6項ただし書の規定といいますのは、たとえば個人の秘密を保つためであるとか、会議の公正が害されることが想定される場合については非公開にすることができると思いますので、そのような場合にはあらかじめその旨を公表するというを書いております。

(岡崎市長)

総合教育会議の中では、協議・調整事項として「児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置」がありますので、そういう場合に非公開になる可能性があるという理解でよろしかったでしょうか。

(事務局)

はい。

(司会)

よろしゅうございますか。

特にご意見もないということでございますので、今後この要綱に従いまして会議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、議題2に入らせていただきまして、「大綱の策定に向けて」でございます。

「大綱」の策定にあたりましては、ご担当の皆様に変更して教育委員会の課題そして取組について確認したうえで大綱の策定をしてまいりたいと考えておりますので、まず、教育委員会事務局から、高知市の取組と教育課題等について説明をお願いします。

(教育委員会事務局：土居次長)

教育次長の土居でございます。お手元に「高知市立学校の状況」という資料をお配りしております。それを基に私のほうからは、学校を取り巻く状況、学校の児童生徒数を含めまして、現状についてまずご報告させていただきたいと思っております。

お手元の資料を1枚めくっていただきますと、1ページに平成27年度の高知市立学校の児童生徒数をお示ししております。小学生が16,539人、中学生が

6,142人、合計22,681名となっております。これを3年前と比較いたしますと、約700人強の減少となっております。減少傾向が続いております。近年で言いますと若干緩やかな減少傾向が続いております。

2ページには現状の教職員数をお示ししております。右肩に5月1日現在としておりますが、基本統計にむけまして、現在集計をしております。4月1日の状況の暫定数をお示ししております。右側にございます。教職員は小学校が1,212名、中学校が538名ということになっておりますが、学級数が今年若干少なくなりましたので、昨年からしますと10名ほどずつ教職員数も減少しておるという状況がございます。加配等の状況につきましては、国の厳しい状況がございましたが、配置については昨年とほぼ変わらない加配を確保することができたという状況でございます。

続きまして、3ページと4ページをご覧ください。3ページが小学校、4ページが中学校、特別支援学校と分けまして、それぞれの教職員の年齢構成をお示ししております。

小学校のほうの下のグラフを見ていただきましたらお分かりかと思いますが、男女比では女性のほうが圧倒的に多い状況がございますし、50歳から上に大きな塊があるということが一目でお分かりかと思いますが、向こう10年間の間にこの皆さんがほぼ退職していくということになりますので、ここでこれまでの長年培ってきた経験値をどう次の世代につなげていくのかということ、OJT、研修の在り方が非常に問われるところではないかと思っております。

ですが、私どもとしましては、逆にこれだけの若い先生方が今後採用され、教育現場で働くことになるわけですから、そのエネルギーを追い風として前に進めていく必要があるのではないかと考えております。

4ページの中学校のほうは小学校に比べますと男女比も比較的均整が取れております。年齢構成的には少し頭でっかちになっておりますが、小学校に比べると多少、まだ余裕があるのではないかなと思っておりますが、大量退職が今後数年間続くということは中学校におきましても同様のことが言えるのではないかと考えております。

続きまして、5ページ・6ページには小学校と中学校における学級編成でございまして、30人学級、35人学級編成の状況をお示ししております。若干小学校と中学校で状況が違いますので、様式が違うことをご了承ください。

まず小学校のほうはそれぞれの学年に標準法と30人学級、35人学級の枠がございますが、左側の「標準法」という欄に法で定められたいわゆる「40人学級」で設置した場合の学級数をお示しし、小学校の1・2年生が30人学級、3・4年生が35人学級を実施しておりますので、その学級数をお示ししております。5・6年生は40人学級でございまして、標準法の学級数と変わらないという状況でございます。

中学校におきましては、1年生で30人学級を実施しておりますので、こちらのほうも標準法に $+\alpha$ という形で実施をされておるという状況がございます。こちらのほうは、例年それほど数的には大きな変動はないという状況でございます。

ます。

7ページをご覧ください。平成26年度、この27年3月に卒業した卒業生の進路状況についてお示しをしております。

下の欄には高校進学率の推移をお示ししておりますが、4月16日現在ということで暫定値となっておりますが、今年度96.7パーセントとなっております。一昨年98.1パーセントという非常に高い数値を示しておったところですが、今年若干頭打ちをしたという状況でございます。高等学校の入試制度の大きな改革があったのですが、これとの影響がどの程度あったのかということは、今後県教委との間でも詰めをしていく必要があるかと思っております。

この進学率が下った大きな原因・要因としましては、グラフの中段一番下でございます「専修学校進学者の数」を見ていただければと思いますが、こちらのほうが昨年度から大きく伸び、具体的な人数を言いますと、専修学校・各種学校に昨年9名だったものが今年25名の子どもたちが進路として選択したということが、今回の高校進学率の差につながっているのではないかと考えております。

もう1点、この資料の中で注目しておりますのが、右下でございます進路未定者の数でございます。新年度に入って進路が未定の子どもたちの数を何とか0に近づけるということをやずっと合言葉にしてきたところでございます。平成20年ごろの30人台というところから、平成23年度に11人に下がったあと、微増の状況でございますが、今年20名ということになっております。この20名につきましては、現在も各学校が進路の確定に向けて個々に、一人ひとりに応じた形で取組をしていっておりますので、一人でもこの後少なくし、進路の確定に向けて取組をしていきたいと考えているところでございます。

この進路に併せまして、8ページのほうには生活保護率の推移、それから就学援助率の推移をお示ししております。就学援助率の推移というところで、上のグラフをお示ししておりますが、高知市の場合、25年度38.5パーミルということで高い水準でございます。全国が17.0パーミルですので、2倍強ということになります。

併せまして、生活保護世帯の全日制高校への進学率というのが、平成23年度のデータで若干古うございますが、全世帯85パーセントに対しまして、生活保護世帯が64.6パーセントという結果もございます。後で報告いたしますチャレンジ塾を開設するに当たって最も大きな資料であるとも言えるところでございます。家庭の状況が子どもたちの進路に大きく影響を及ぼしているということは、学力学習状況調査の結果等からも見えておりますが、本市のこういったデータからも明らかに出ておりますので、「教育の力で貧困の連鎖を絶つ」ということを今後も合言葉に、しっかりと肝に銘じて取組を進めていく必要があるのではないかと考えております。

家庭的に厳しい子どもたち、それから特別な支援を要する子どもたちへの支援をする人員としまして、高知市として配置しております人員について、9ページにお示しをしております。9ページには、平成27年度の高知市立学校への支援員・補助員等の配置ということで、「予定」としてありますが、現在、選考し、

配置作業を進めておるところでございますので、「予定」の数をお示ししております。1番から7番まで、教員補助員からサポーターまで、いろいろと、8時間のものもあれば4時間のものもあるということでございますが、これだけの人員を学校に配置し、子どもたちの学力・生徒指導上の諸課題の解決に向けて取組を進めていこうということでやっております。学校図書館支援員53名というのも、非常に厳しい財政状況の中で最後まで折衝しましたが、今回も昨年度と同様に配置することができましたし、今回、一つ大きなところとしまして、放課後学び場支援ということで、昨年度の4名から37名に増やす形で対応することが可能になりました。今後におきましては、こういった人材を有効に活用し、確実に課題の解決につなげていきたいと考えております。

これまでのところ、義務教育、小中学校についてのご報告をしましたが、10ページ以降には本市唯一の高等学校であります高知商業高等学校の教員数、生徒数についてお示しをしております。

学科改編を行いまして、総合マネジメント科、情報マネジメント科、社会マネジメント科、スポーツマネジメント科の4つの科で子どもたちが日々学び、学習をしておるところでございます。スポーツマネジメント科を開設いたしまして、部活動も非常に活性化してきております。もうすぐ今年度の県体もあります。そこでまたいい結果を出してくれるのではないかと期待しているところでございますし、今年度はこれを更に強化するための、支援するための事業というものも予定をしておるところでございます。

最後のページになりますが、本年度のそれぞれの科の入学定員、進路状況をお示ししております。進路状況は平成25年度までのものになっておりますが、平成26年度につきましては、まだまとまりきっておりませんが、国公立等、成果が上がっていると報告を受けております。高知商業高校としましては、時代を先取りした高校教育の創造ということで、これから先の社会の中で求められる人材育成ということを主眼に教育活動を展開していきたいと思っております。学方面、部活の面含めて活力ある高知商業高校でありたいと考えております。

以上、私のほうからは資料をもとに、高知市立学校の状況についてご説明させていただきました。

(教育委員会事務局：野村学校教育課長)

引き続きまして、課題のほうをご説明させていただきます。学校教育課長の野村でございます。

お手元に4枚もののホチキス止めの資料があるかと思いますが、まず私のほうからは学力向上対策について、ご説明をさせていただきます。

併せまして、お手元にリーフレットが資料の最後にあります。この裏面を見ていただきたいと思っております。まず、平成19年度から平成25年度までの7年間の全国学力・学習状況調査結果を見ますと、小中学校ともに全体的に改善してきております。特に中学校3年生の数学B問題におきましては、全国平均正答率との差が7.6ポイント改善してしております。また、国語B問題におきましては、全国平均正答率との差が6.8ポイント改善してきております。

裏面の資料にはございませんが、全国学力・学習状況調査には生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査というのもございまして、学習習慣につきましては、授業以外の学習を全くしない生徒の割合が中学3年生では7年間で17.8パーセントから6.3ポイントと3分の1まで大きく減少してきており、数値の上でも学習習慣の定着は確認することができております。

ただ、依然として中学生の学力状況というのは、全国水準までいたっておりませんので、引き上げることが非常に重要な課題だと思っておるところでございます。

ホチキス止め資料に戻っていただきまして、中ほどに平成27年度の高知市学力対策第二ステージ全体構造図をお示ししております。

平成24年度から平成29年度までの6年間で学力対策第二ステージとしております。学力対策と生徒指導対策、両輪を進めることで、子どもたちに夢と希望、自信・勇気を持たせるようにしていきたいと考えております。

特に学力対策としまして、小学校では全国トップレベル、中学校では全国レベルを目標としているところでございます。

下のほうには「今後の学力向上への取組について」でございます。学力対策では、全国学力調査、県版学習状況調査等を活用しまして、それぞれの学校で課題分析を進め、その課題解決を目指した授業改善を、学校が組織的に取り組むことが大変重要だと考えております。

そのために市教委の指導主事、そして3名の学力向上スーパーバイザーが学校教育課には配置されておりますが、この人的支援を活用して、各学校へ訪問し、指導・助言を行ってまいりたいと考えております。また、多くの学校が授業以外の時間帯として帯タイム、そして放課後等の加力、補習の時間帯を設定しておりますが、この学習では、子どもたちの個別の課題に最優先に取組を進めることが大変重要で、質的な取組の向上も図ってまいりたいと考えております。

また、家庭学習の取組として、先ほども申し上げましたように、学校以外で全く学習をしない生徒が減少傾向にあり、学習習慣が定着した生徒が確実に増加しております。中学校では「パワーアップシート」というものを生徒一人ひとりに配布しておりますが、自分のためになると肯定的に捉える生徒の割合がすでに8割を超え、意味のある学習として定着しつつあるところでございます。ただ、すべての生徒に自学自習の習慣化が図れるレベルにまでは到達できていない面もあり、特に中学2年生での落ち込みをいかに抑えていくのかというのが課題であると考えております。

こうした取組を充実させるために、先ほど土居次長からも説明がありましたが、本年度拡充ということで、小学校で18名、中学校で19名の放課後学び場支援員を配置しまして、個別に支援が必要な子どもたちの学力向上、学習習慣定着の取組を充実させていきたいと考えております。

次に、高知チャレンジ塾についてご説明させていただきます。

今年度で5年目を迎えますこのチャレンジ塾の取組は、生活保護世帯等の高知市内の中学生の学習の場を設け、学習支援・進学支援を積極的に行うことで、

高校進学や将来への希望を持って進路を選択できるようにすることを目的としております。

この取組は、健康福祉部と教育委員会の連携・協働した取組でございます。健康福祉部の就学促進員が生活保護世帯を訪問して、このチャレンジ塾の説明や参加を促す取組をしております。教育委員会のほうは、チャレンジ塾実行委員会に運営を委託いたしまして、現在、市内10会場で開催しております。

各塾では、塾長を中心にしまして、学習支援員が週2回、学習活動をサポートしているところでございます。平成26年度は、チャレンジ塾への参加登録者数が414名、延べ参加人数が13,940名ということで、参加者数等につきましては年々増加しております。この登録者数の約4分の1が生活保護世帯でございます。

昨年度参加した生徒の感想をご紹介いたしますと、「自分のペースで学習でき、先生にも質問しやすく、勉強が苦手だったが楽しくなった」という感想をいただきました。また、保護者からは「子どものやる気を引き出し、一生懸命向き合い、一人ひとりにあう勉強を教えてくれた。無事に志望校にも合格することができた」という感謝の気持ちを感想でいただいております。

今後、このチャレンジ塾につきましては、実施主体の法人化に向けて本年度準備を進めていくことが大きな課題であると考えておるところでございます。

以上、2点についてご説明させていただきました。

(教育委員会事務局：和田教育政策課企画監)

続きまして、教育政策課の和田でございます。お手元の資料「土佐山学舎開校」についてご説明させていただきます。

土佐山学舎でございますが、土佐山小、土佐山中学校統合整備と併せて小中一貫校としての機能を持たせ、通称「土佐山学舎」として、この4月に開校いたしました。明後日には開校記念式典も行います。

この土佐山学舎では、志を高く挑戦し続ける子どもたちを育てていくといった目標をもとに23年3月に出されました「土佐山百年構想」におけます「社会学一体」「小中一貫教育プロジェクト」を担うとともに中山間地域のモデルとなる存在を目指していきたいと考えております。

土佐山学舎では、資料左側でございますが、「土佐山『志』メソッド」と題した、柔軟な9年間の教育のシステムを取り入れることを基本としています。

9年間の義務教育の課程を「4・3・2」の学年区分、「ブロック」と申しませんが、ブロックごとの教育目標を定めつつ、異学年交流や教科担任制の導入等、新たな教育システムを構築しまして、高い志を育む土佐山学舎独自の教育手法の確立を目指したいと考えております。

続きまして、資料右側ですが土佐山学舎で具体的にどんなことが教育されていくかということでございますが、まず、9年間の英語教育です。低学年から英語に慣れ親しみ、英語を中心としたコミュニケーション能力や自己表現の育成を図っていきます。確かな英語力をつけるために1年生からすべての学年で英語教育を行い、9年間切れ目なく一貫した基礎の徹底のもと、9年生時点で英語

検定2級程度の受験の力を持つくらいの英語力をつけたいと考えております。土佐山学舎の英語教育につきましては、もちろん教員もごさいますが、ALT以外にも民間の力を導入するなど、新しい形での英語教育の改革を行っていきたいと考えております。

続きまして、「土佐山学の創設」でございませう。これは、「地域理解教育」、「コミュニケーション能力の育成」、「キャリア教育」を3つの柱としまして、単なる「ふるさと学」にとどまるのではなく、土佐山での様々な体験、交流を通じて、探究活動・表現活動の充実を図るとともに、問題解決のための学問としていききたいと考えております。

続きまして、ICTを活用した教育でございませう。普通教室すべてにすでに電子黒板を配置してあります。そして、デジタル教材についてもすべての教科を取り揃えておるところでございませう。そういった中で、先生方に新しい授業作りを目指していただいております。ほかにタブレット型端末も導入してありまして、より立体的、具体的に楽しく分かりやすい授業作りのための今後の展開、環境整備を進めてあります。

続きまして、コミュニティスクールでございませうが、土佐山学舎では、平成26年度から学校運営協議会制度を導入してあります。学校運営について、委員の方々の承認を得ながら学校経営を進めていくといったスタイルでございませう。いわゆる教育課題の解決については地域とともにやっていくということで、子どもたちの健全な育成を図るということでございませう。

最後に、地域外からの児童生徒の募集ということで、特認校制度そしてスクールバスの運行でございませう。

高知市では平成13年度から特認校制度という、通学区域外からの児童生徒を受け入れるという制度がございませう。土佐山学舎については、多くの児童生徒を受け入れるための通学手段といたしまして、このたび市内中心部、棧橋通を発着しますスクールバスを運行してあります。この4月からは特認校制度の児童生徒36名を受け入れまして、全校児童生徒数98名、来年度中には100名を越すといった状況で、土佐山百年構想にございませう「交流人口の拡大」といったところも目指していける状況でございませう。

さらに、お手元資料の上のほうにありますが、現在、移住定住促進を図るための子育て世代用に中山間地域活性化住宅の設置を進めておられまして、地域の子どもたちも一定増えてくるということも考えられますので、今後中山間地域における魅力的な特色ある教育を進めていききたいと考えてあります。

以上でございませう。

(教育委員会事務局：高岡教育政策課長)

教育政策課高岡でございませう。私のほうからは中学校給食の推進についてご説明させていただきます。

初めに「1. 事業内容」でございませう。参考としまして、学校給食の実施経過を記載してありますが、高知市における学校給食の現状としましては、小学校は全41校で実施、中学校は全19校のうち6校で実施、13校で未実施となっております。

ります。教育委員会では、全中学校での給食の実施は、その必要性は認識しておりましたが、これまで学校施設の耐震化工事を最優先するため、事業化することができておりませんでした。校舎の耐震化工事が平成 27 年度中に完了する見込みとなるなど、学校施設の耐震化完了に一定の目途が立ちましたことから、平成 26 年 11 月に中学校給食の今後の在り方を検討することを目的といたしまして、高知市中学校給食実施検討委員会を設置いたしました。

検討委員会は 11 月から 12 月の間に計 4 回開催されまして、中学校給食の実施は必要、中学校給食の早期の実施には複数のセンター方式が最善であるとの検討結果が取りまとめられました。教育委員会では、検討委員会での検討結果を踏まえまして、今年度から庁内関係部署による、仮称でございますが、中学校給食実務検討委員会を設置し、施設建設、給食の運営、献立、食育、地産地消等課題の整理、中学校給食実施に伴い必要となります給食センターの整備に着手するなど、給食実施に向けまして、具体的に取り組むことといたしました。

次に、右上、事業年度及び平成 27 年度予算でございます。事業年度としましては平成 30 年度中の給食開始を目指しております。平成 27 年度予算につきましては、基本構想等調査費、用地の測量費など 700 万円を計上いたしております。

次に「3. 課題」でございます。給食センターの運営方法や、中学校給食実施検討委員会でも今後の検討課題として指摘ございました地産地消の推進、東南海地震等の大災害時における給食センターの災害対応機能の付加、また、給食センター建設用地の選定などが今後の課題ではないかと考えております。

最後になりますが、「4. スケジュール」でございます。「1 基本構想」にはすでに着手いたしております。今後は、基本構想をもとに建設用地の選定を行いまして、具体的な建設地が決定いたしましたら、補正予算などで関連予算を議会にお諮りし、順次、基本・実施設計、造成、建設工事に着手いたしまして、平成 30 年度中の給食開始を目指し、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、「大綱」とはどのようなものなのか、法や国の通知をもとに事務局から説明をいたしました後に、先ほどの教育委員会事務局からの説明とあわせて質疑を受けたいと思いますのでよろしくお願いします。

(事務局)

事務局の総務部副部長 森田でございます。

お手元の A 4 横の資料と文部科学省通知の抜粋をつけておりますので、そちらをご覧くださいながら、ご説明したいと思います。

まず A 4 横の資料の左上部分でございます。

ご存知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、地方公共団体の長に「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることが義務付けられました。

この目的は、民意により選ばれた地方公共団体の長がこの大綱を策定することにより、民意のより一層の反映と教育・学術・文化に関する施策の総合的な推進を図ることとでございます。

では、大綱とはどのようなものか、でございますが、その右側をご覧くださいと思います。教育・学術・文化に関する総合的な施策について、大きな目標や方針を定めるものでありまして、国の通知等におきまして、詳細な施策を策定する必要はないとされているところとでございます。大綱策定にあたっては、地方の実情に応じて策定するものとし、市長と教育委員会とが十分に協議・調整することとされております。また、対象期間につきましては、首長の任期や国の教育振興基本計画の期間を鑑みまして、4～5年程度と想定されておりますが、法律で定められているものではありません。

次に、資料の下段をご覧くださいと思います。大綱に記載する項目でございますが、各地方公共団体の判断に委ねられているものでございます。想定されている項目としましては、たとえば学校耐震化や総合的な放課後対策に係る目標や方針など、予算や条例等、市長の権限に関するものや、地方の実情に応じた項目など、この総合教育会議において協議・調整した項目等を記載することとなっております。

大綱の対象となるのは、教育・学術・文化・スポーツに関することとなりますが、国の通知では、必ずしも網羅的に記載する必要はないとも記載されております。

また、国の通知によりますと、総合教育会議で調整がつけば、既存の教育振興基本計画やその他の計画を大綱と位置付けることも可能であるとなっております。

以上のことを踏まえまして、高知市教育大綱の方向性等につきまして、ご意見をいただきたいと考えております。大綱の素案につきましては、本日のご意見を踏まえながら、今後教育委員会事務局とも協議をし、策定作業を行いまして、次回の総合教育会議にお示しをさせていただければと思っております。最終的には平成27年度中、できれば秋ごろを目途に策定をしたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

(司会)

以上、教育課題について、また大綱策定についてご説明いたしました。

この件に関しまして、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(岡崎市長)

今回の法改正の中では、教育委員さんの任期、新教育長の任期についても定められており、また、教育委員会では教育振興基本計画を定めているので、大綱の年数について調整が必要だと思っておりますが、全国市長会でこの法律の改正についてさまざまな意見があって、教育再生会議には全国市長会の会長が出席して意見を述べており、自分は直接かかわってはいませんが、全国市長会で報告はずっと受けていました。

例えば、現在教育委員さんの任期は4年ですが、新教育長の任期を4年か3年

かという議論がありまして、市町村長の任期は4年ですので、首長の任期の中で1回は任命できるようにということで、4年か3年かという議論の中で、3年をとったということになっています。

それで、質問ですが、既存の教育振興基本計画の今のスパンと、大綱について、期限はあるのかないのか。既存の計画が何年から何年までなのか、それと大綱を重ねていかなければと思いますが。

(松原教育長)

先に、教育委員会の指標について、説明をしておきたいと思います。

これまで、教育委員会の教育方針は、「学校教育指標」という形で、お手元にお配りしておりますが、教育の具体的な要請に応えるような形で学校現場のほうに配布し、学校現場はそれに基づいて教育目標を設定しまして、高知市としての一貫性のある教育施策を推進することになっております。

学校教育指標の前文では、「土佐の先人の進取・自立の気風に学びながら、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神と尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成をめざす」と、その崇高な理想に基づいて、この指標が作られております。

この指標には、基本目標として4点掲げておりまして、そこにありますような大綱を示し、そして基本方針としては12の項目について示されております。

ちょうどこの作成作業中に「2011 高知市総合計画」ができてまして、それとの関連性を持たせるために、平成25年度から32年度までの8年間の計画を、高知市の教育ビジョンとして「高知市教育振興基本計画」という形で策定をいたしました。

この高知市教育振興基本計画では、これまでの学校教育指標の精神をいかしながら、その内容を充実・発展させるということで、4つの基本項目と12の基本方針に加えて、33の主要施策を付加した経緯がございます。

また、もう一つお手元に資料があると思いますが、28年度までのアクションプランでございまして、33の主要施策の各事業を、86事業についてそれぞれ到達目標を掲げて進行管理を行っているという状況でございます。

そのような状況の中で、高知市の教育指標と市の総合計画との関連性を勘案しながら期間を25年から32年までの8年間の計画を策定し検証しているという状況でございます。

(岡崎市長)

大綱を定めるときに、大綱の期限があるのかないのかについて、制限は特にないと思いますが、既存の教育委員会がつくっている教育振興基本計画が8か年計画となっていますので、今回、これから大綱を決めていくときに、教育委員会事務局としては、大綱というのはだいたいどのくらいの期限のものを想定しているのか、もしくは期限がないのかということについてお聞かせいただきたい。

(事務局)

先ほどご説明の中でも申し上げましたとおり、特に法律上規定はないということとされております。国の通知によりますと、首長の任期の4年、そして国の

教育振興基本計画の対象期間が5年であるということに鑑みて、4～5年程度のもので想定をしているという状況です。

(松原教育長)

首長さんの任期の4年というのが、一般的な考え方ではないかと思います。

(岡崎市長)

法律ではそこに制限を加えていないので、首長の任期にかかわらず、何年ということも考えられるということ。ただ、あまり長く設定すると、後任の首長に影響があるということです。

(谷委員長)

期限は、やはり市長の任期の間、全体的な教育についての大綱をもって、教育委員会と市長部局が一体となって教育施策を進めるということから考えたら、その期間が適切かなと思います。

それと一つ、お聞きしたいのは、いわゆる「高知市民像」みたいなものはあるのでしょうか。大綱なので、我々の学校教育が、理想の未来の高知市の市民像のような、そういう人づくりに向かって進んでいく、そういう教育を行っていくことも大切ではないかと思いました。

(岡崎市長)

総合計画には、基本理念というのがあって、そこに一定、これからの方向性というのは書き込んでいるが、高知市民の在り方みたいのところまでは書き込んでいなかったと思います。

前回の2001高知市総合計画の時には、松尾前市長の強い意向もあって、「龍馬の精神を踏まえた先取の志」みたいなところを総合計画に入れていました。

今回はそれほど明確には書き込んでいないので、また確認をしておきたいと思います。市長部局のほうでは細かく議論をして入れ込んだという記憶がないので、おそらく、教育委員会のほうで「いきいき土佐っ子」とか、そういう理念が出てきたときに、子どもたちをどういう教育の中で育てていくのかというのは教育委員会ではかなり議論をされたのではないかと思います。「あるべき市民の像」というのは、どちらかというとも市民憲章のほうで議論されたのではないかなという印象はあります。

(司会)

ほかにご意見はございませんでしょうか。

時間も参りましたので、先ほどいただきましたご意見等を事務局のほうで調整をさせていただきまして、教育委員会事務局とも相談しながら、次回の総合教育会議に「大綱案」をいくつかのパターンでお示しさせていただきたいと考えております。次回の総合教育会議につきましては、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(岡崎市長)

今回は議論を掘り下げる時間もございませんので、今後の議論ということになろうかと思いますが、高知市で生活をしていて、いつも実感しておりますけれども、どの地域にあっても、その地域の歴史と文化と伝統の中でそれぞれの人々

は生活していますし、子どもたちも生活しています。

そのことが、教育現場とは違う意味で、子どもたちに色濃く織り込まれていると思います。ある意味DNAが流れている、教育の現場で教えること以外に土佐人としてのDNAは色濃く流れていると強く感じます。そのことを一つは大切にしながら、これからの子どもたちを育てるところにも、無視はできないし、土佐人のDNAはいい方向に入っていると思うので、それを踏まえながら議論をする場面もあったほうがいいのではないかと思っているところです。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、平成27年度第1回総合教育会議を終了させていただきます。ありがとうございました。